法テラス業務開始

総合法律支援法（平成一六年成立）に基づく独立行政法人日本司法支援センター（通称「法テラス」）の業務が一〇月二日をもって開始された。法テラスは、①市民に対する適切な相談窓口の紹介等の紛争解決情報の提供、②資力の乏しい市民に対する民事法律扶助、③司法過疎地対策、④犯罪被害者支援を通して市民の司法へのアクセス環境の向上を図る、と共に、⑤刑事国選弁護関連業務も担当する。

これらを具体的に説明すると、①は、例えば市民がトラブルを抱えて困っているがどうしたら良いかわからない場合、そのトラブルに適した身近な法律相談所等の紛争解決情報を提供してくれるというものである。②は、勝訴の見込があるにも拘らず資力が乏しいが故に弁護士等に依頼できない市民に対し、弁護士費用等を一時的に立替え払いしたり、無料法律相談を実施するというものであり、従来は財団法人法律扶助協会が行なっていたものを法テラスに移管したものである。③は過疎地の市民にもそうでない地域と同様の法的サービスを受ける機会を設けるため法律相談を実施する等の対策を企画実行するというものである。④は犯罪の被害に遭った
人やその遺族の抱える悩みの解決やそれらの人との権利の実現のため他の機関と情報交換をしたり、アドバイスをするというものである。⑤は①～④とは異質であるが、従来裁判所は刑事国選弁護人を選任する場合、弁護士会の推薦により選任し、報酬を決定していたところ、この内弁護人の推薦と報酬の決定を法テラスに移管するというものである。

このように法テラスの業務の内、日常的に市民に関係する業務は①～④である。従って法テラスの存在価値は①～④の業務において法テラスが市民の期待に応えられ、頼り甲斐のある存在となれるか否かにかかっているということになる。

静岡県内には、全国五一の地方事務所に一つとして、静岡市内に静岡地方事務所（〇五〇―三三八三―五四〇〇）、浜松市内に同地方事務所浜松支部（〇五〇―三三八三―五四一〇）、沼津市内に同地方事務所沼津支部（〇五〇―三三八三―五四〇五）が開設され、スタッフ一同必ずしも十分とはいえない予算の中で静岡県民の皆様の期待に応えるべく張り切っている。しかし、我国初めての試みであることから慣れない点もあり、当初は御迷惑をかけることもあろうかと思われるが、情熱に免じて御容赦頂き度い。加えて、法テラスの業務に関する県民の皆様のご指摘については真摯に耳を傾け、改善を重ね、より利用し易いものとして行くため御意見を御寄せ頂き度い。

尚、法テラスの業務執行状況、改善を要すべき点等については今後御報告をして行き度いと考えている。

【平成１８年９月２８日　静岡新聞　朝刊】